

# 平成26年度政策経営基本方針

平成25年9月

栃 木 県

## 目 次

1	県政を取り巻く現状と課題	1
(1)	国の成長戦略等への対応	1
(2)	経済再生と財政健全化の両立	1
(3)	地方分権改革	2
(4)	社会保障制度改革	2
2	平成26年度における政策経営の基本的考え方	3
3	平成26年度政策経営実施方針	4
(1)	平成26年度に取り組む重点事項	4
①	復興から力強い成長に向けた取組	4
②	“とちぎ力”の発信	4
(2)	「新とちぎ元気プラン」の着実な推進	4
①	政策の基本「人づくり」	4
②	重点戦略1「暮らしを支える安心戦略」	5
③	重点戦略2「明日を拓く成長戦略」	5
④	重点戦略3「未来につなぐ環境戦略」	5
(3)	予算編成の考え方	6
(4)	行財政改革の推進	6
(5)	地方分権改革への対応	7
(6)	社会保障制度改革への適切な対応	7

## 1 県政を取り巻く現状と課題

### (1) 国の成長戦略等への対応

昨今の我が国の財政状況は、高齢化の進行等に伴い歳出の増加が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応や東日本大震災への対応が重なり、債務残高がGDPの倍程度までに累増するなど、極めて厳しい状況にある。

こうした中、国においては、長期にわたるデフレから脱却し、強い経済を取り戻すため、本年、経済政策の3本の柱、いわゆる「三本の矢」が打ち出され、第一の矢「大胆な金融政策」及び第二の矢「機動的な財政政策」の実行に続き、第三の矢である「民間投資を喚起する成長戦略」が「日本再興戦略」として本年6月に閣議決定された。

この「日本再興戦略」には、「民間の力を最大限引き出す」、「全員参加・世界で勝てる人材を育てる」、「新たなフロンティアを作り出す」などの主要な施策が盛り込まれ、今後、早急に実行に移すこととされている。

本県においても景気は緩やかに持ち直しつつあり、企業からは景況感に関する明るい声が聞かれている。一方、雇用情勢については、持ち直しているものの、有効求人倍率が全国平均を下回るなど、依然として厳しい状況にある。

そこで、国に対しては、「日本再興戦略」に掲げた政策を早期に実行することで、地域経済の安定した成長に結び付け、企業収益の改善を家計所得や投資の拡大へとつなげる好循環を生み出すことを強く期待するところである。

県としても、国の「日本再興戦略」に呼応しながら、県内景気の回復と雇用の安定に万全を期していく必要がある。

### (2) 経済再生と財政健全化の両立

国は、民需主導の持続的な成長を実現するには、財政健全化が必要であるとの認識の下、「経済財政運営と改革の基本方針」を「日本再興戦略」と同時に決定し、国・地方を合わせた基礎的財政収支の赤字の対GDP比を平成27年度までに平成22年度に比べ半減させ、さらに平成32年度までに黒字化することを目標に、歳出の重点化・効率化に取り組むこととしている。

地方財政についても、必要な財源を確保しながら、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある、そのためには、今後の経済成長の動きと合わせた地方税収の確保や歳出の重点化・効率化などにより、歳入・歳出両面から改革することが重要であるとしていることから、国の動向を注視するとともに、全国知事会等を通じ、地方の実情と意見を十分踏まえた対応を求めていく必要がある。

### (3) 地方分権改革

本年3月に地方分権改革推進本部が内閣府に設置され、4月には地方分権改革担当大臣の下に置かれた地方分権改革有識者会議の第1回会議が開催されるなど、地方分権改革の推進体制が整備された。また、6月には、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次一括法）が公布されるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針」において、今後の地方分権改革の推進等が示された。

今後とも、地方の声を踏まえた地方分権改革の更なる推進を国に対し強く求めていくとともに、県内市町と十分に協議しながら、地域の実情に応じた改革を推進していく必要がある。

### (4) 社会保障制度改革

本年8月、社会保障制度改革の推進に関する骨子が閣議決定され、少子化対策、医療制度、介護保険制度等に係る改革についての今後の講ずべき措置等が示されたところである。これらは都道府県の財政や組織体制等、地方自治に多大な影響を及ぼすものであり、加えて、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るためにも、国は、地方と丁寧かつ継続的な議論を進め、地方の理解を得た上で法制化を図るよう、全国知事会等を通じて求めていく必要がある。

## 2 平成 26 年度における政策経営の基本的考え方

東日本大震災の発生から 2 年半が経過し、この間、復旧・復興を県政の最優先課題に位置付け、オール栃木体制で各種施策に取り組んできた。指定廃棄物の処理など、今後克服すべき課題は残るものの、県民、企業、団体、市町村をはじめとした関係者のふるさととちぎへの思いが原動力となり、着実に復興を遂げてきた。

今年度は、県産農林水産物の安全・安心の確保や戦略的な観光誘客対策、県有施設の除染、防災・減災対策、再生可能エネルギーの導入拡大など、復興の仕上げに向け、県を挙げた取組を進めている。

平成 26 年度は、これまでの復興の取組を推進力に、更なる高みを目指し、復興から成長・発展へと飛躍するときであり、復興から力強い成長につなげていく施策等に重点的に取り組むとともに、本県の成長を後押しするため、更なる発信力の強化を図る必要がある。

また、平成 26 年度は、栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」が 4 年目を迎え、プランに掲げた目標達成に向け、本格化する人口減少・少子高齢化やグローバル化への対応をはじめ、県政を取り巻く環境変化を的確に捉えつつ、重点戦略マネジメントの活用による施策の選択と集中を図りながら、各種プロジェクトを着実に推進していく必要がある。

このため、平成 26 年度においては、次に示す「平成 26 年度政策経営実施方針」の下、「復興から力強い成長に向けた取組」と「“とちぎ力”の発信」を「新とちぎ元気プラン」に掲げた将来像の実現を加速するための「重点事項」として取り組むとともに、プランに掲げたプロジェクトの着実な推進を図り、「安心」「成長」「環境」をともにつくる「元気度 日本一 栃木県」の実現に向け、全力で取り組んでいく。

### 3 平成 26 年度政策経営実施方針

#### (1) 平成 26 年度に取り組む重点事項

喫緊の課題であり、「新とちぎ元気プラン」に掲げた将来像の実現を加速する重要な事項として、全庁を挙げて推進していく。

##### ① 復興から力強い成長に向けた取組

風評被害の払拭、指定廃棄物の処理など、東日本大震災に係る残された課題の解決に向け、取組を着実に進めていく。

また、国の「日本再興戦略」に呼応するとともに、地域の実情を踏まえながら、本県の成長の基盤となる中小企業等の経営力の向上や新事業創出に向けた支援の強化、本県の農林水産物等の国内外への売り込み、さらには国内外からの観光誘客対策の強化など、本県の力強い成長に向けた取組を進めていく。

さらに、本県経済を確実に成長軌道に乗せるためには、人材の育成・活用が重要であることから、若者、女性そして高齢者が持てる能力を発揮できる環境を整備するとともに、障害者の社会参加を支援する。

また、世界で活躍するグローバル人材の育成を積極的に推進する。

##### ② “とちぎ力”の発信

本県が全国に誇る多彩な地域資源や高品質な農林水産物等のとちぎの魅力・実力に更に磨きをかけるとともに、オール栃木体制で発信力の強化を図り、全国の人々を惹きつけ、本県が様々な分野で選ばれる流れを創り出していく。

また、平成26年10月に開催する「ねんりんピック栃木2014」など、本県で開催が予定されている大型イベント等を活用しながら、観光プロモーションを戦略的に展開する。

#### (2) 「新とちぎ元気プラン」の着実な推進

「新とちぎ元気プラン」に掲げた将来像の実現に向け、重点戦略マネジメントの現状評価に基づき抽出した課題に対し、必要な改善等を行い、4年目を迎えるプランの着実な推進を図る。

##### ① 政策の基本「人づくり」

とちぎづくりの原動力は人であり、県民一人ひとりが自立し、自己実現を図りながら力を発揮することができる「人づくり」を進める。

そのため、平成 26 年度は、子どもたちの学力向上に向けた取組を推進していくとともに、「学ぶ楽しさ」や「学ぶ喜び」を実感できる学習機会の提供を充実していくほか、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成

を推進していく。

また、生涯現役社会の実現に向け、高齢者が一層の生きがいを持って、就労を含めた社会参加が可能となる仕組みづくりを進める。

さらには、平成 34 年の国民体育大会開催に向けた準備を市町村や競技団体等と連携して進めるとともに、総合スポーツゾーンの整備を推進する。

## ② 重点戦略1 「暮らしを支える安心戦略」

誰もが安心して子どもを生み育てることができ、年齢や障害の有無にかかわらず、健やかに生きがいを持って暮らせる社会、暮らしの安全を確保し、安心して明るい地域社会の実現を目指す。

そのため、平成 26 年度は、多様な保育サービスの充実を図るとともに、深刻化する児童虐待問題に対する取組を一層推進し、安心の子育て環境づくりを進めていく。

また、医師の適正配置やキャリア形成支援を行う仕組みを構築し、地域医療の確保を図るほか、健康長寿日本一とちぎの実現に向け、県民運動を展開していく。

さらには、交通事故死者数に占める割合が年々増加している高齢者の交通事故抑止を図る取組を一層強化していく。

## ③ 重点戦略2 「明日を拓く成長戦略」

本県の強みを活かした力強い成長産業を育成するとともに、多様な主体による創意工夫を凝らした地域づくりを推進し、活力と魅力あふれるとちぎの実現を目指す。

そのため、平成 26 年度は、国内市場の縮小や、企業間取引のグローバル化が進展する中で、本県のものづくり中小企業等への支援を強化するとともに、創業や新事業創出に向けた意欲的な取組を支援していく。

また、本県で開発したオリジナル品種を中心に、県産農産物のブランド力の向上と販売力の強化を図るとともに、食品関連企業等の海外への販路開拓・拡大を支援し、力強い農業、フードバレーとちぎの推進を図っていく。

さらには、全県的な観光プロモーションを展開するとともに、国外向け誘客対策を強化する。

また、県民自らがとちぎの魅力を見つめ直し、誇りを持って発信する契機となる取組等を進めることにより、県民が愛着と誇りを持ち、訪れる人が魅力を感じることができる地域づくりを進めていく。

## ④ 重点戦略3 「未来につなぐ環境戦略」

豊かな自然を守り育てるとともに、環境負荷を低減し地球温暖化防止に貢献するなど、県民総ぐるみで地球と人にやさしいエコとちぎを目指す。

そのため、平成 26 年度は、野生鳥獣に係る地域ぐるみの総合的な対策を推進するとともに、とちぎの元気な森づくりを進め、人と自然が共生するとちぎづくりを推進していく。

また、本県の豊富な地域資源を活かしたエネルギーの地産地消や持続可能な循環型社会の形成を積極的に促進していく。

### (3) 予算編成の考え方

平成25年度当初予算においては、「とちぎ未来開拓プログラム」の目標である「収支均衡予算」を編成したところであるが、中期財政収支見込みでは、医療福祉関係経費や公債費の増加等により、引き続き財源不足が見込まれることから、平成25年3月に「財政健全化取組方針」を策定し、収支均衡予算の継続と財政調整的基金の涵養を目標に、引き続き財政健全化に取り組んでいるところである。

国においては、平成26年度予算は、「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）を踏まえ、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化することとしている。

また、地方財政については、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成25年度と実質的に同水準を確保することとしているが、引き続き、消費税率引上げの動向を含め、国の地方財政対策の具体的内容を注視していく必要がある。

こうした中、平成26年度当初予算編成に当たっては、収支均衡予算の継続に向け「財政健全化取組方針」に掲げた取組の着実な実行を図るとともに、県民益の最大化を図る観点から、選択と集中の考え方にに基づき更なる事業の再構築を進め、「新とちぎ元気プラン」に掲げた事業の着実な推進や新たな行政課題等への的確な対応を図っていく。

### (4) 行財政改革の推進

「とちぎ行革プラン」のテーマ「地方分権時代に対応した県政の確立」に向け、引き続き、「《協働》県民とともに地域を創る行政の推進」、「《透明》県民に開かれた県政の推進」、「《自律》自律的な財政基盤の確立」、「《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立」の4つの目標のもとに掲げた95の取組項目の計画的推進に全庁を挙げて取り組んでいく。

また、行財政改革の成果を上げるためには、全職員が改革の必要性和重要性について共通認識を持ち、改革の機運に満ちた職場環境の中で取り組むことが必要であることから、「職員の意識改革と活力ある職場づくり」の推進にさらに努めていく。



(5) 地方分権改革への対応

これまでの3次にわたる一括法の成立により、義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への権限移譲については、一定の進展があるものの、「従うべき基準」の多用など、地方の自由度が高まっていない面もあるため、今後とも見直しの質が高まるよう国に対し強く求めていく。

また、本年6月に成立した第3次一括法において条例委任された事項等について、県民生活に支障を来たさぬよう、関係条例等の制定、改正などに的確に対応していくとともに、県内市町に対する適切な支援や助言を行っていく。

さらに、「国から地方への事務・権限の移譲」について、国の地方分権改革推進本部の決定に基づき、具体的な検討が進められる見込みであることから、速やかな対応を国に対し強く求めるとともに、的確に対応していく。

(6) 社会保障制度改革への適切な対応

国は、本年8月、社会保障制度改革の推進に関する「法制上の措置」の骨子を閣議決定し、次期国会冒頭に、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を提出することとしている。

今後、平成26年度から平成29年度までに順次改革が実施される予定であるが、特に、医療提供体制や医療保険制度などの医療制度改革については、地域医療ビジョンの策定や国民健康保険の都道府県化など、都道府県の役割が拡大される内容となっている。

本県としては、全国知事会社会保障常任委員会委員長県として、しっかりとした議論を国に求めるとともに、こうした制度改革の動きに的確に対応していく。